

## 抱っこひも等に関する海外主要国の法規制・任意規格及び政府・業界等の安全対策の取組状況

### (強制法規・任意規格の状況)

- 調査対象とした海外主要 6 か国・地域のうち、韓国では強制法規を発効済み、アメリカ及びヨーロッパ (EU) では任意規格を発効済み。カナダ、オーストラリア及び中国では強制法規・任意規格はない。
- 上記の強制法規・任意規格には、いずれも転落防止のための注意表示及びすり抜け防止のための具体的な試験方法に関する項目が含まれている。
- アメリカは、現行の任意規格を強制規格化し、本年 9 月に発効する予定。
- イギリス、フランス等は、EU の任意規格を自国の任意規格として発行済み。

### (強制法規・任意規格以外の安全対策の取組)

- アメリカ、カナダ、オーストラリアでは、政府が安全対策のための情報提供活動を行っている。
- アメリカには、北米の製造業者・販売業者から構成される年少者用製品製造協会 (JPMA) があり、任意規格に基づく認証シールの付与を行っている。
- 業界団体としては、アメリカを中心に各国の製造業者等が会員となっている BCIA (Baby Career Industry Alliance) が、安全啓発活動に取り組んでいる。
- アメリカでは、リコール時の対応として、「乳幼児用耐久消費者のための消費者登録カード」の運用が、法に基づき製造業者等に義務付けられている。

### (1) アメリカ

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) の報告によれば<sup>1</sup>、やわらかい乳幼児用抱っこひも<sup>2</sup> (Soft Infant and Toddler Carriers) の他に、スリング抱っこひも (Sling Carriers)、手持ち幼児キャリア (hand-held infant carriers) 及びフレーム付背負いキャリア (frame backpack carriers) についてもそれぞれ任意規格があり、強制規格化が提案され、または決定している。本資料では、日本における検討に資することを目的とし、やわらかい乳幼児用抱っこひも (以下、抱っこひも) についての情報を整理することとする。

<sup>1</sup> アメリカにおいては 2013 年より規制制定の提案がなされており、その際に公表された「提案規則作成公示 (Notice of Proposed Rulemaking)」には CPSC による事故・リコール情報を含む報告が含まれている。CPSC ウェブサイト「Safety Standard for Soft Infant and Toddler Carriers Proposed Rule」2013 年 4 月 5 日、

(<http://www.cpsc.gov/en/Regulations-Laws-Standards/Federal-Register-Notices/2013/Safety-Standard-for-Soft-Infant-and-Toddler-Carriers-Proposed-Rule/>)

また、2014 年 3 月には米国規則制定に際し、上記を引用した公示が発出されている。CPSC ウェブサイト「Safety Standard for Soft Infant and Toddler Carriers Final Rule, 16 CFR Parts 1112 and 1226」2014 年 3 月 28 日、

(<http://www.cpsc.gov/en/Regulations-Laws-Standards/Federal-Register-Notices/2014/Safety-Standard-for-Soft-Infant-and-Toddler-Carriers-Final-Rule/#h-10>)

<sup>2</sup> 本資料における英語の製品名、規格名、団体名等の和訳はいずれも仮訳である。

## ① 強制法規

- CPSCは抱っこひもに係る安全基準の規則制定を2013年4月5日付通達によって提案した<sup>3</sup>、<sup>4</sup>。同提案は、以下で述べる既存の任意規格（ASTM F2236-13）を連邦規則によって強制規格化する内容であり、消費者製品安全性改善法（CPSIA<sup>5</sup>）に基づき、「提案規則作成公示（Notice of Proposed Rulemaking）」を公表し、利害関係者からコメントを求めた。
- ASTMは2回の改訂（ASTM F2236-13a（2013年11月1日改訂版）、ASTM F2236-14（2014年1月1日改訂版））を経て安全基準として承認された。CPSCはこれらの2回の改訂は十分に意見を反映させたものとしている<sup>6</sup>。
- CPSCは新基準を強制規格として承認するための投票を2014年3月21日に実施し3名の委員がいずれも賛成票を投じた。これにより、2014年9月29日に同強制規格が発効することとなった<sup>7</sup>。
- 同基準はASTM F2236-14を修正せずに採用する。具体的には、連邦規則集第16編第1112章及び1226章<sup>8</sup>に規定される。

## ② 任意規格

- 上記①で述べたとおり、任意規格としてASTM F2236-14「抱っこひものための標準

---

<sup>3</sup> CPSC ウェブサイト「Safety Standard for Soft Infant and Toddler Carriers Proposed Rule」2013年4月5日、  
(<http://www.cpsc.gov/en/Regulations-Laws--Standards/Federal-Register-Notices/2013/Safety-Standard-for-Soft-Infant-and-Toddler-Carriers-Proposed-Rule/>)

<sup>4</sup> 手持ち幼児運搬具（hand-held infant carriers）、フレーム付背負い運搬具（frame backpack carriers）及びスリング抱っこひも（Sling Carriers）については、上記にからは除外されており、別途、強制法規化が図られている。具体的には、手持ち幼児キャリア並びにフレーム付背負いキャリアも上記と同様、それぞれ2013年12年<sup>4</sup>及び2014年5月に強制法規化が承認された。また、スリング抱っこひも（Sling Carriers）に関しては、2014年6月11日に強制法規化の提案がなされた。

<http://www.cpsc.gov/Global/Newsroom/FOIA/CommissionBriefingPackages/2014/SafetyStandardforSlingCarriersProposedRuleJune112014.pdf>

CPSC,

<http://www.cpsc.gov/Global/Newsroom/FOIA/CommissionBriefingPackages/2014/SafetyStandardforSlingCarriersProposedRuleJune112014.pdf>。すでに任意規格 ASTM F2907-14a「スリング抱っこひものための標準消費者安全仕様<sup>4</sup>」が発行

<sup>5</sup> Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 は、CPSCに乳幼児用耐久消費財の安全基準を策定することを義務付け、同基準は任意規格または、傷害のリスクを低減するために必要な場合にはより強制力の高い要求とし得ること等を規定している。さらに、提案時の「提案規則作成公示（Notice of Proposed Rulemaking）」公表、意見の召喚等の手続きについても規定している。

<sup>6</sup> （一財）自治体国際化協会ニューヨーク事務所

<sup>7</sup> CPSC ウェブサイト・プレスリリース“CPSC Approves New Federal Safety Standard for Soft Infant and Toddler Carriers”2014年4月15日、

(<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2014/CPSC-Approves-New-Federal-Safety-Standard-for-Soft-Infant-and-Toddler-Carriers/>)

<sup>8</sup> Title16 CFR Parts 1112 and 1226。なお、連邦規則集（Code of Federal Regulations）は、四半期毎に50編を分割して発行される。第16編の改訂版発行は2015年1月（（一財）自治体国際化協会ニューヨーク事務所）。

消費者安全仕様<sup>9</sup>」が発行済みである。

- 同任意規格は当初 2003 年に主として脚の開口部からの落下を防ぐ目的で発行された。その後、6 回の改訂を経て、2013 年に強制法規が提案された段階では、ASTM-F2236-13 が発行されていた。
- 強制規格化される ASTM F2236-14 の構成は次のとおりである。

イントロダクション

1. 範囲
  2. 参考資料
  3. 用語
  4. キャリブレーション及び標準化
  5. 一般要求
  6. 性能要求
  7. 試験方法
  8. マーキング及びラベリング
  9. 取扱説明書
- 附属（参考）

- ASTM F2236-14 のうち「5. 一般要求」、「6. 性能要件」及び「7. 試験方法」の概要は次のとおりである（以下 5. の下線は、転落に関連すると考えられる箇所）<sup>10</sup>。

【5. 一般要求】

とがった部分、小さい部品、塗料の鉛、ロック及び掛け金器具、恒久的な注意書きラベル、可燃性及びおもちゃの装飾具についての制限を規定。

【6. 性能要求及び 7. 試験方法】

性能要求及び試験方法は、大きい脚の開口部、ファスナーや継ぎ目の破損、滑りやすいストラップを原因とする転落を防ぐために設定されている。その内容は以下を含む。

「脚の開口部」

開口部の試験はテスト球（重さ 5 ポンド（2.3kg）、周囲 14.75in.（36.8cm））が落ちないことを確保する。

「動的及び静的な負荷」

動的負荷は、重り袋（重さ 25lbm（11.3kg）または製造業者が薦める重さのいずれか重い方）を尻があたる部分の 1in.（25mm）上から 1,000 回自然落下させる。  
静的負荷は、重り袋（75lbm（34.0kg）または製造業者が薦める重さの 3 倍のいずれか重い方）を尻があたる部分に 1 分間置く。この負荷試験によって一般要求に

<sup>9</sup> Standard Consumer Safety Specification for Soft Infant and Toddler Carriers, <http://www.astm.org/Standards/F2236.htm>

<sup>10</sup> 各項目の説明部分は CPSC ウェブサイト「Safety Standard for Soft Infant and Toddler Carriers Final Rule, 16 CFR Parts 1112 and 1226」の ASTM F2236-14 要旨に依った。

において定義される「危険な状態」、またはファスナーの破損や縫い目の切断など構造的な不具合がもたらされてはならない。さらに、肩ひも等の調節部分が試験前の状態から 1in. (25mm) 以上ずれたり伸びたりしてはならない。

「ファスナーの強度及びストラップの保持力」

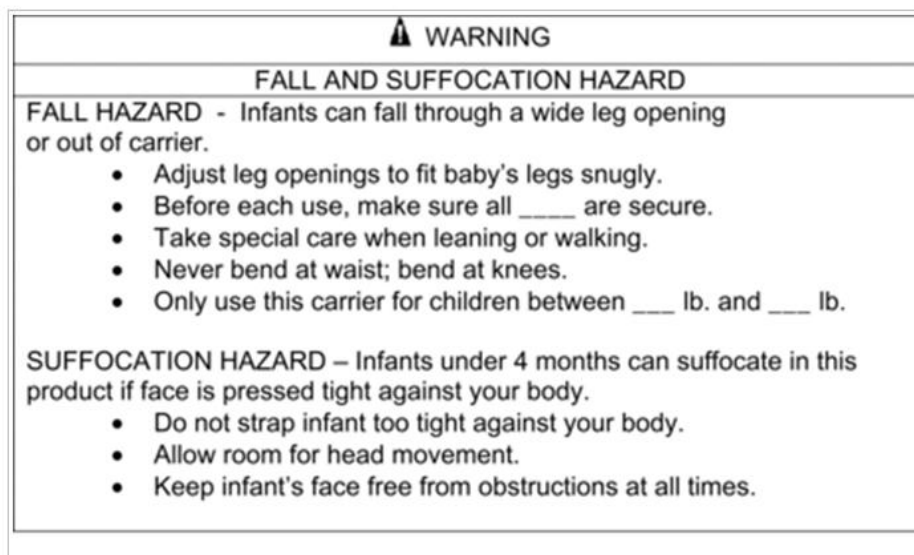
肩及び胴の部分を 80lb の力 (352N) で引いた際に、バックル、輪、留め金等が破損又は解放してはならず、又、1in. (25mm) 以上ストラップがずれてはならない。調節可能な脚の開口部のファスナー部分を 45lb の力 (198N) で引いた際に、ファスナーが破損または解放してはならず、又、1in. (25mm) 以上ずれてはならない。

「マーク、ラベリング及び取扱説明書」

全ての製品及び小売の際の包装に、転落及びいっ頷の危険性を示すマークまたはラベルが付されなければならない。転落に係る警告は「幼児の脚を開口部にぴったりと合わせること。仕様前に全てのファスナーや結び目の固定を確認すること。屈んだり歩いたりする際には特に注意を払うこと。腰から曲げたりひざを曲げたりしないこと。\_\_ポンドから\_\_ポンド(重さの範囲の特定)の乳幼児以外には使用しないこと。

警告表示の見本は次のとおりであり、製造業者は形を変えてよい。また、貼付の場所は介護者が製品を身につける際に目に触れる場所でなければならない。

(図) ASTM F2236-14 の警告ラベル見本



出典) CPSC 公示

### ③ 認証プログラム

- ・ 年少者用製品製造協会（JPMA; Juvenile Products Manufacturers Association<sup>11</sup>）は、ASTM 適合評価を行い、JPMA による認証シール（The JPMA Certification Seal）を付与している。認証シールには、「ASTM の安全基準に適合」と記載されている<sup>12</sup>。JPMA は抱っこひもを含む 2,000 品目に対して認証シールの付与を行っている。

### ④ 業界団体による安全対策の取組

- ・ BCIA (Baby Career Industry Alliance<sup>13</sup>) は、業界における標準化の推進、教育の促進、調査研究への参加等を行う団体である<sup>14</sup>。
- ・ 2010 年から CPSC は「乳幼児用耐久消費者のための消費者登録カード」の運用を法に基づき製造業者等に義務付けている。同カードプログラムは、リコール時に効果的に対応することを目的に、製造業者・小売業者が消費者の情報を保管するものであり、指定耐久消費材にカードを付けて同情報を回収しなければならない<sup>15</sup>。BCIA は、この義務の遵守を促進するプログラムを提供している<sup>16</sup>。
- ・ BCIA は消費者に対する安全性に係る情報提供活動を実施している。この中には、模倣品に対する注意喚起も含まれる<sup>17</sup>。

## (2) カナダ

### ① 強制法規、任意規格

- ・ 強制規格、任意規格等はない。

### ② 政府による安全対策の取組

- ・ カナダ保健省は消費者安全の取組の一環として、乳幼児・児童の安全性を喚起する情報（法的拘束力はなく、認証等の対象ともならない）をウェブサイトで公開しているが、対象とする 20 数品目のうちの 1 つとして、「乳幼児用スリング及びキャリア」を取り上げ、特に 4 か月以下の乳児が深刻な傷害を負い、または死亡する危険

---

<sup>11</sup> 1959 年に発足した団体であり、現在は米国、カナダ及びメキシコの製造業者、販売業者等 250 社を代表する。

<sup>12</sup> JPMA ウェブサイト “JAMA Certification Program” (<http://jpma.org/content/certification/overview>)

<sup>13</sup> 2010 年に発足した団体であり、米国を中心に、カナダ、欧州等の製造業者、小売業者、教育啓発団体および関係者等、数 100 社が会員。

<sup>14</sup> Position Paper <http://babycarrierindustryalliance.org/about-us/position-paper/>

<sup>15</sup> CPSC ウェブサイト “Consumer Registration Cards for Durable Infant or Toddler Products” (<http://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Business-Education/Durable-Infant-or-Toddler-Products/Durable-Infant-or-Toddler-Product-Consumer-Registration-Cards/>)

<sup>16</sup> BCIA ウェブサイト “Product Registration Service” (<http://babycarrierindustryalliance.org/babywearing-safety/product-registration-service/>)

<sup>17</sup> BCIA ウェブサイト “Fake Carrier Warning”, 2013 年 2 月 13 日、(<http://babycarrierindustryalliance.org/2013/02/fake-carriers-warning/>)

もあることを指摘しつつ、正しい製品の使用方法等を説明している<sup>18</sup>。

### (3) 欧州 (EU)

#### ① 強制法規

- ・ 強制法規はない

#### ② 任意規格

- ・ 任意規格として、欧州規格 EN 13209-2:2005 「子供用及び育児用品－抱っこひも－安全要件と試験方法－第2部－やわらかい乳幼児用抱っこひも」が発行済みである。同規格は、「2001年一般製品の安全に関するEU指令<sup>19</sup>」に基づき発行された約60の任意規格の一つである。
- ・ 同規格序文には、「この規定は遅くとも2006年2月より、加盟各国における規格としての地位を有するものとし、これと異なるそれまでの各国の規格については、遅くとも2006年2月までにその効力を失うものとする」としている。これを受け、イギリス (BS EN 13209-2:2005)<sup>20</sup> (2005年9月発行)、フランス (NF EN 13209-2 (2005年11月<sup>21</sup>) 等、域内国で国内規格化が図られている。
- ・ 現行の欧州規格 EN 13209-2:2005 の構成は次のとおりである。

1. 範囲
  2. 引用規格
  3. 用語と定義
  4. 一般要求
  5. 素材
  6. 構造、設計
  7. 包装
  8. 製品情報
- 附属書 (参考) 頭部補助

<sup>18</sup> カナダ保健省ウェブサイト “You’re your Child Safe?”,

(<http://www.hc-sc.gc.ca/cps-spc/pubs/cons/child-enfant/safe-secure-eng.php#a41>)

<sup>19</sup> 2001年12月3日にEU理事会及び欧州議会で共同採択。Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety)、欧州委員会ウェブサイト “General product safety”,

([http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/general-product-safety/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/general-product-safety/index_en.htm))

<sup>20</sup> Child use and care articles – Baby carriers – Safety requirements and test methods, Part 2: Soft Carrier, <http://southlondonslings.files.wordpress.com/2011/10/british-safety-standard-en-13209-2-2005.pdf>

<sup>21</sup> (一財) 自治体国際化協会パリ事務所

- EN 13209-2:2005 のうち「6. 構造、設計」の概要は次のとおりである。(下線は、転落に関連すると考えられる箇所)

**【構造、設計】**

1. 足の開き  
製品の足の開きを最小にした場合に、テスト球（直径 120mm 程度）が完全に通り抜けられないこと
2. 小さい付属品  
取り外しできないように設計してあったにもかかわらず、テストを実施した際に外れてしまった小さい付属品については、誤飲性確認シリンダに入り込まないこと
3. 結びひもとして使用されるコード、ストラップ、ベルト等  
張力テストを実施した際、ひも状の部分が **220mm** 以内であること
4. ヘッドサポート  
生後 4 か月までの子どもに使用される抱っこひも等においては、ヘッドサポートを取り付けること
5. アタッチメントシステム  
運搬する人の体に取り付けるアタッチメントシステムは調整可能であること。アタッチメントシステムの腰ベルトやストラップは最低で **40mm** の幅をもったものであること
6. アタッチメントシステムの耐久性  
別に規定する重量テストを 90 回実施した際に、アタッチメントシステムのずれは **20mm** 以内であること
7. 詰め物の露出  
運搬する人の背中に取り付ける抱っこひも等においては、別に規定するテストを実施した際に、子どもの顔が位置することとなる抱っこひも等の上部より詰め物が露出しないこと

- EN 13209-2:2005 のうち「8. 製品情報」の概要は次のとおりである。

**【製品情報】**

1. 全般  
この欧州規格によって求められる全ての製品情報については、製品が販売される国の公用語で提供されること
2. マーク  
この欧州規格に適合する抱っこひも等については、欧州規格の日付、番号等の情報をマークによって恒久的に表示すること
3. マークの耐久性  
別に定めるテストを実施した際に、マークが剥がれず、マークに書かれた内容が判読可能であること

- EN13209-2:2005 は、現在、改定作業が行われている<sup>22</sup>。現時点での草案<sup>23</sup>は、例え

ば、生後間もない子供を水平に運ぶ場合等、2005年規格策定当時に含まれていなかった仕様を含めるとともに、傷害防止という観点から仕様を再検討としている<sup>24</sup> <sup>25</sup>。

③ 業界団体・民間団体による安全対策の取組

- ・ 欧州の製造業者等も(1)④で述べたアメリカ製造業者が中心となる BCIA に参加している。
- ・ 欧州子供安全連盟 (European Child Safety Alliance) は、欧州指令に基づく製品安全規格に関する周知活動の一環として、他の品目と共に抱っこひもについても情報を提供している<sup>26</sup>。

(4) オーストラリア

① 強制法規、任意規格

- ・ 強制規格、任意規格等はない<sup>27</sup>。

② 政府による安全対策の取組

- ・ 連邦政府のレベルでは、オーストラリア消費者・競争委員会 (ACCC) が製品安全性の情報を発信している。具体的には、2010年以降、抱っこひも等の利用に関し注意喚起<sup>28</sup>するとともに、乳幼児製品全般の適切な利用を促す啓発パンフレットのなかで抱っこひも等も扱っている<sup>29</sup>。
- ・ 州政府のレベルにおいては、ニューサウスウェールズ州公正取引委員会が2014年6月、注意喚起文書を発出するとともに安全キャンペーンを実施している<sup>30</sup>。
- ・ クイーンズランド州においては注意喚起が出されるとともに、動画サイト YouTube 上でも抱っこひもの安全な利用を啓発するための動画を掲載するなどの取組も行われている<sup>31</sup>。

---

23

<https://shop.austrian-standards.at/Preview.action;jsessionid=3682B85C3B3A38B7177683B955835871?preview=&dokey=462299&selectedLocale=en>

<sup>24</sup> <http://www.anec.org/anec.asp?p=archives&ref=02-01.01-01&ID=252>

<sup>25</sup> (一財)自治体国際化協会 ロンドン事務所

<sup>26</sup> A Guide to Child Safety Regulations and Standards in Europe, 2003

(<http://www.childsafetyeurope.org/publications/info/child-safety-regulations-standards.pdf>)

<sup>27</sup> (一財)自治体国際化協会 シドニー事務所 および ACCC

<sup>28</sup> ACCC ウェブサイト “Baby Carriers”, (<http://www.productsafety.gov.au/content/index.phtml/itemId/971550>)

<sup>29</sup> ACCC “Keep Baby Safe”,

(<https://www.productsafety.gov.au/content/item.phtml?itemId=972363&nodeId=fc862a4a309e16c8a5dcc4d107b15459&fn=Keeping%20baby%20safe.pdf>)

<sup>30</sup> ニューサウスウェールズ州政府ウェブサイト” Is your baby close enough to kiss? 22 June 2014, ([http://www.fairtrading.nsw.gov.au/ftw/About\\_us/News\\_and\\_events/Media\\_releases/2014\\_media\\_releases/20140622\\_is\\_your\\_baby\\_close.page?](http://www.fairtrading.nsw.gov.au/ftw/About_us/News_and_events/Media_releases/2014_media_releases/20140622_is_your_baby_close.page?))

<sup>31</sup> (一財)自治体国際化協会 シドニー事務所



③ 民間団体による安全対策の取組

- ・ 乳幼児の安全な睡眠の確保を目的とする民間非営利団体 SIDS and Kids Australia<sup>32</sup> は、抱っこひも<sup>33</sup>の安全使用を含む乳幼児睡眠に係る啓発活動を実施している。

(5) 韓国

① 強制法規

- ・ 「品質経営及び工業製品安全管理法」第 19 条により、自律安全確認対象となる工業製品の製造業者または輸入業者は、出荷または通関前に、工業製品のモデルごとに指定された試験・検査機関から安全性についての試験・検査を受け、工業製品の安全基準に適合していることを自ら確認した後、これを産業通商資源部長に申告しなければならない。申告された工業製品には、同法第 20 条により、自律安全確認の表示をしなければならない。
- ・ 自律安全確認対象工業製品とは、その構造・材質及び使用方法等により、消費者の身体に対する危害を及ぼす恐れのあるもののうち、製品検査だけでも危害を防止することができるものと認められる工業製品で、産業通商資源部令により定められたものをいう。その安全基準は「国家技術標準院」(KATS)の公示事項で定められており、対象 47 品目の中に「幼児用キャリア<sup>34</sup>」が含まれている。
- ・ 幼児用キャリアに対する「安全要求事項」として、外観、材料、構造、性能の 4 つの視点で言及されている<sup>35</sup>。(下線は、転落に関連すると考えられる箇所)

【ひもやベルト等に関する部分の安全要求事項から抜粋】

〈外観〉

- ・ ゴム等を利用して伸縮性がある部分は伸縮機能に損傷がないように縫製されていなければならない。
- ・ 繊維製部分には織物損傷、すきまの損傷等の欠点がないようにしなければならない。
- ・ 付着装置（成人の上体にキャリアを安全に固定するためのひも又はベルト）の幅は 40mm 以上でなければならない、長さの調節が可能でなければならない（長さを調節する部位の幅は除く）
- ・ 維持装置（キャリア内で幼児を固定するためのひも又はベルト）がある場合、維持装置の幅は 18mm 以上でなければならない。

〈構造〉

(構造一般)

<sup>32</sup> SIDS and Kids ウェブサイト (<http://www.sidsandkids.org/about-us/>)

<sup>33</sup> SIDS and Kids ウェブサイト (<http://www.sidsandkids.org/news/baby-slings-video-teaches-parents-to-carry-with-care/>)

<sup>34</sup> この「幼児キャリア」には、フレームのないキャリア（幼児を背中に背負う形式のもの、幼児を前に抱く形式のもの、幼児を袋状のものに入れて後面又は前面に背負う形式のもの）及びフレームのあるキャリア（スタンド付のもの、スタンドなしのもの）が含まれる。

<sup>35</sup> (一財)自治体国際化協会韓国事務所

- ・使用者が適切な状態を維持できる構造でなければならない。
- ・解除可能な頭部ガードは確実に装着可能でなければならない。
- ・袋式で開閉部があるものにあつては、袋の開閉部が簡単に開かないように固定装置がなければならない。
- ・ベルト、バックル等の固定するものにあつては、折り返し縫い等抜けないように固定処理されていなければならない。

(ひも、皮ひも、帯、ゴムバンド)

- ・ひも、皮ひも、帯、ゴムバンドはその余分な長さが 25N の力で引いた時 220mm を超えてはならない。ただし、付着装置と維持装置の余分な縁には適用されない。

〈性能〉

(安全性)

- ・製品試験においてキャリアが倒れてはならない。(キャリアにスタンドがあるものについて)

(施錠装置の耐久性)

- ・製品試験を実施した後その機能が定常的でなければならない。

(維持装置)

- ・製品試験において試験模型(ダミー)は試験中完全にキャリアの外に落ちないようにしなければならない。試験模型の部分的な移動は不適合に当たらない。

(付着装置の調整機能効能)

- ・製品試験において 100 回の試験後に最大約 20mm 以上のずれがあつてはならない。

(肩ひもの強度)

- ・製品試験において肩ひもと本体とが縫製された部分は 784N 以上の引張強度を持たなければならない。

(フレーム強度)

- ・製品試験においてフレームは 1,176N 以上の曲げ強度を持たなければならない。(フレームのあるキャリアについて)

## ② 政府による安全対策の取組

- ・公正取引委員会が主管し、韓国消費者院が運営を委託するポータルサイト「スマートコンシューマー」において、「一般比較情報」(公的機関や民間団体の情報を基にした消費者にとって有用な選択情報)として、市販の幼児用キャリアに対する抽出試験の結果及び購入時の商品選択のポイントや注意点について情報提供されている。これによると、価格ではなく製品の機能と子供の年齢を考慮して製品を選択するよう呼びかけられている<sup>36</sup>。

## (6) 中国

- ・強制法規、任意規格は存在せず、また、策定の動きも見られない<sup>37</sup>。

<sup>36</sup> (一財)自治体国際化協会韓国事務所

<sup>37</sup> (一財)自治体国際化協会北京事務所